

建設アスベスト被害者の救済とアスベスト対策の拡充を求める意見書

建設業従事者のアスベスト被害に対して、令和3(2021)年5月17日、最高裁は一人親方等への責任を含む国の違法と大手アスベスト建材製造企業10社の賠償を認める判決を下した。さらに国は、未提訴の建設アスベスト被害者に対して、賠償責任に基づく給付金を支払う「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律(略称:建設アスベスト給付金法)」を成立させ、令和4(2022)年1月に給付金制度が開始された。

しかし、同法は給付金支給対象者が限定されており、アスベスト建材製造企業による補償のあり方も定められていない。

また、大気汚染防止法等のアスベスト関連法改正により、規制が強化された。令和4(2022)年4月から一定規模以上の工事は事前調査結果の報告が必須となり、建物所有者である国民負担が増加する。その負担を避けようと無届、違法工事が横行すれば、国民や建設業事業者の健康被害も心配される。

よって、国におかれでは、次の事項について、必要な措置を講じるよう強く求めるものである。

1. 建設アスベスト給付金法附則第2条に基づいて、アスベスト建材製造企業による補償を措置し、被害者の救済を図ること。
2. アスベスト被害者が等しく救済されるよう、給付金の対象者について拡大し、必要な措置を行うこと。
3. アスベストによる健康被害の未然防止を図るため、「住宅・建築物安全ストック形成事業(住宅・建築物アスベスト改修事業)」について、調査・除去費用の助成拡大を拡充すること。
4. 地方公共団体におけるアスベスト監視体制に対する財政支援を拡大すること。
5. 国全体の課題と捉え、国民や事業者に対し、アスベストの健康被害、アスベスト関連法改正の周知徹底を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年3月 日

内閣総理大臣 岸 田 文 雄 様

福岡県太宰府市議会議長 門 田 直 樹